

審第4504号
答申第368号
令和7年12月10日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年1月11日付け住第〇〇号一〇〇一〇〇による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第337号

令和4年12月6日付けで審査請求人から提起された、令和4年10月21日
付け住第〇〇号一〇〇で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決
について

質問第337号

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年10月21日付け住第〇〇号-〇〇で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 別表1に掲げる20項目（〇〇年度以降のもの）の開示請求（以下「本件開示請求」といい、それぞれの開示請求項目を別表1の審議会による名称によって特定する。）のうち本件開示請求項目6に係る決定を取り消し、「〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇号『境界確定協議書について』の起案文書」の開示決定等を行うべきである。
- (2) 本件開示請求のうち本件開示請求項目9及び16に係る決定を取り消し、「〇〇年〇〇月〇〇日付け 筆界確認書」の開示決定等を行うべきである。
- (3) 実施機関が行ったその他の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年8月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、令和4年8月23日付け住第〇〇号で開示決定等の期間を延長した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第16条第3項の規定により、令和4年9月14日付け住第〇〇号で別表2に掲げる16項目の補正の求めを行った。
- (4) 審査請求人は、前記（3）の補正の求めに対して補正又は回答を行わなかった。
- (5) 実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求項目4については「〇〇年度に実施した〇〇県営住宅用地測量業務委託において筆界確認書を取り交わした後に行った業務完了報告、完了検査及び支出等の事務処理に関する文書は保存期間を経過し廃棄済みであり、当該文書において開示請求者の自己の個人情報が確認できない」との理由（以下「本件不開示理由1」という。）により、本件開示請求項目5、6、7、11、12、13、15、19及び20の9項目（以下「本件開示請求項目5ほか8項目」という。）については「令和4年9月14日付け千葉県個人情報保護条例第

16条第3項の規定により開示請求者に補正を求めたが、令和4年10月14日の時点で開示請求者から回答がないことから開示請求に係る個人情報を記録する行政文書を特定できない」との理由（以下「本件不開示理由2」という。）により、また、本件開示請求項目8、9、10、14、16、17及び18の7項目（以下「本件開示請求項目8ほか6項目」という。）については「令和4年9月14日付けで千葉県個人情報保護条例第16条第3項の規定により開示請求者に補正を求めたが、令和4年10月14日の時点で開示請求者から回答がないことから、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求者本人以外の個人情報を開示することになる」との理由（以下「本件不開示理由3」という。）により、これらについて本件決定を行うとともに、本件開示請求項目1及び3の一部については開示請求の対象となる個人情報を特定して自己情報開示決定（令和4年10月21日付け住第〇〇号一〇〇。以下「本件全部開示決定」という。）、本件開示請求項目2及び3の一部については、開示請求の対象となる個人情報を特定して自己情報部分開示決定（令和4年10月21日付け住第〇〇号一〇〇）を行った。

- (6) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和4年12月6日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (7) 実施機関は、本件審査請求を受けて、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる、同条例附則第2項の規定により廃止される前の条例第47条第1項の規定により、令和6年1月11日付け住第〇〇号一〇〇一〇〇で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
本件決定を取り消すとともに、不開示決定部分について開示することを求める。
 - イ 本件審査請求の理由
 - (ア) 本件不開示理由1について、「業務完了報告書等」に関して、「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していないため。」と記載されている。
 - a 千葉県行政文書管理規則（以下「行政文書管理規則」という。）第十一條（行政文書の管理）第1項では、「文書管理責任者は、所

掌事務に係る行政文書の管理を的確に行うため、行政文書については、次の各号に掲げる事項を総合文書管理システムに登録しなければならない。」と定めている。

また、千葉県情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第20条（行政文書の管理）第1項では「実施機関は、この条例が適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」と定め、第2項では、「実施機関は、行文文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関し必要な事項についての定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。」と定めている。

さらに、情報公開解釈運用基準第20条【解釈及び運用】第3号では、「一般の閲覧に供し」とは、総合窓口及び出先機関窓口に据え置くなどし、一般の閲覧に供することをいう。」と定めている。

加えて、行政文書管理規則第十条（行政文書の保存期間）では、「保存期間の起算日は、当該行政文書による事務処理が終わった日の属する年度の翌年度の四月一日とする。」と定めている。

「筆界確認書」は〇〇年〇〇月〇〇日付けであるため、「業務完了報告書」は、〇〇年度の行政文書目録になるが、〇〇年度行政文書目録には該当する行政文書がないことから、保存期間等及び廃棄年月日等が明らかになっておらず、「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」とする不開示理由には正当性がない。

- b 「〇〇年〇〇月〇〇日付け広聴事案回答用紙」において、「この業務は〇〇年〇〇月〇〇日完了し報告書を提出しているため、残作業として筆界確認書を頂いた後、新設境界標の設置を行っています。」と説明を行っているので、「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」することは、その説明内容の根拠を明らかにする事実を記載した行政文書が存在しないことになるので、不開示理由には正当性がない。

また、行政文書管理規則及び条例は、「事務処理は、行政文書によることを原則とし、行政文書は、丁寧に取り扱い、処理経過を明らかにする。」とともに、「原則開示の精神に照らし、行政文書の内容があるがままに示し、見せることであり」、さらに「当該行政文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該行政文書全部の開示を拒むものではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。」と定めているので、「〇〇年〇〇月〇〇日付け広聴事案

回答用紙」を作成した根拠となる内容があるがままに示しておらず、見せていないので、不開示理由には正当性がない。

さらに、「筆界確認書」は〇〇年〇〇月〇〇日付けであり、「業務完了報告書」の提出日が〇〇年〇〇月〇〇日であることは、時系列的に齟齬があるので、「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」とすることは、その説明内容の根拠を明らかにする事実を記載した行政文書が存在しないことになるので、不開示理由には正当性がない。

- c 住宅課からの〇〇年〇〇月〇〇日付け回答メールにおいて、「用地測量の行政文書開示について、・「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」、〇〇年〇〇月〇〇日に開示しました。」と記載されているので、〇〇年〇〇月〇〇日には保有されており、「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」とする不開示理由には正当性がない。

また、「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」に関して、行政文書管理規則及び条例では、「事務処理は、行政文書によることを原則とし、行政文書は、丁寧に取り扱い、処理経過を明らかにする。」とともに、「原則開示の精神に照らし、行政文書の内容があるがままに示し、見せることであり」と定められているが、そのすべてが開示されていないので、不開示理由には正当性がない。

- d 〇〇年〇〇月〇〇日に住宅課の担当職員は、「現在、他部門で使用中のため開示できないため、後日開示する。」旨を答述しているので、「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」とする不開示理由には正当性がない。

- e 測量業務の作業過程である「〇〇成果簿」は、既に開示されている行政文書になるので、作業終了後の「業務完了報告書」が「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」とすることは時系列に齟齬があり、不開示理由には正当性がない。

また、行政文書管理規則及び条例は、「事務処理は、行政文書によることを原則とし、行政文書は、丁寧に取り扱い、処理経過を明らかにする。」とともに、「原則開示の精神に照らし、行政文書の内容があるがままに示し、見せることであり」、加えて「当該行政文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該行政文書全部の開示を拒むものではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。」と定めているので、「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」を作成した根拠となる内容があるがままに示してお

らず、見せていないので、不開示理由には正当性がない。

(イ) 本件不開示理由 2について、「補正に応じないため、開示請求に係る個人情報を記録する行政文書が特定できないため」と記載されている。

a 開示請求書における各項目の項目内容は、既に開示されている行政文書の内容になる。

b 千葉県個人情報保護条例解釈運用基準（以下「個人情報解釈運用基準」という。）第16条【解釈及び運用】第1項関係2号では、「「開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の件名その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」とは、事務事業の名称・内容・開示を求める具体的な内容等、当該個人情報が記録されている行政文書を実施機関が特定するための情報などをいう。」と定められているので、自己開示請求書における各項目の項目内容は、事務事業の名称・内容・開示を求める具体的な内容等を記載しているので、不開示理由には正当性がない。

c 条例第16条第3項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認められるとき又は前項の規定による書類の提出若しくは提示がないとき若しくはその内容に不備があると認められるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定めているが、何のどの点が不明で補正を求めているのか補正の参考となる情報が提供されていないので、不開示理由には正当性がない。

d 開示請求書における各項目の項目内容は、既に開示されている行政文書の内容であり、行政文書管理規則及び条例は、「事務処理は、行政文書によることを原則とし、行政文書は、丁寧に取り扱い、処理経過を明らかにする。」とともに、「原則開示の精神に照らし、行政文書の内容があるがままに示し、見せることであり」、加えて「当該行政文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該行政文書全部の開示を拒むものではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。」と定めているので、既に開示されている行政文書を作成した根拠となる行政文書の内容があるがままに示しておらず、見せていないので、不開示理由には正当性がない。

(ウ) 本件不開示理由 3について、「補正を求めたが、補正に応じないため、請求者本人以外の個人情報を開示することになるため拒否する。」

と記載されている。

- a 個人情報解釈運用基準第20条（個人情報の存否に関する情報）
【解釈及び運用】3号では、「なお、本条の適用に当たっては、請求者の権利を不当に侵害することのないように厳正な運用が求められる。」と定めている。
- b 開示請求書における各項目の項目内容は、既に開示されている行政文書に記載されている内容であり、個人情報解釈運用基準第20条（個人情報の存否に関する情報）【解釈及び運用】2号では、「存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり」の定めとは齟齬があるので、不開示理由には正当性がない。
- c 開示請求書における各項目の項目内容は、既に開示されている行政文書に記載されている内容であり、個人情報解釈運用基準第16条【解釈及び運用】第1項関係2号では、「「開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の件名その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」とは、事務事業の名称・内容・開示を求める具体的な内容等、当該個人情報が記録されている行政文書を実施機関が特定するための情報などをいう。」と定められているので、自己開示請求書における各項目の項目内容は、事務事業の名称・内容・開示を求める具体的な内容等を記載しているので、不開示理由に正当性がない。
- d 開示請求書における各項目の項目内容は、既に開示されている行政文書に記載されている内容であり、条例第16条第3項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認められるとき又は前項の規定による書類の提出若しくは提示がないとき若しくはその内容に不備があると認められるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。」と定めているが、何のどの点について補正を求めているのか不明であり、補正の参考となる情報が提供されていないので、不開示理由には正当性がない。
- e 開示請求書における各項目の項目内容は、既に開示されている行政文書に記載された内容であり、行政文書管理規則及び条例は、「事務処理は、行政文書によることを原則とし、行政文書は、丁寧に取り扱い、処理経過を明らかにする。」とともに、「原則開示の精神に照らし、行政文書の内容をあるがままに示し、見せることであり」、加えて「当該行政文書に部分的に不開示情報が記録されてい

る場合には、当該行政文書全部の開示を拒むものではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。」と定めているので、既に開示されている行政文書を作成した根拠となる行政文書の内容があるがままに示しておらず、見せていないので、不開示理由には正当性がない。

f 開示請求書における各項目の項目内容は、既に開示されている行政文書に記載された内容であり、個人情報解釈運用基準第17条（個人情報の開示義務）第2号では、「自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者がすでに知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通する立場である場合には、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することなく、当該情報は開示されるものである。」と定めているので、不開示理由には正当性がない。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 審査請求人が請求した行政文書（添付文書を含む。）について、その根拠及び証拠等の処理経過を明らかにするすべての行政文書があるがままに開示することを求める。

(ア) 処分庁が、審査請求人の所有地である〇〇と処分庁の所有地である〇〇の土地の境界点（以下「二者地点」という。）に設置した新設民境界標の関する行政文書の開示を求める。

条例及び個人情報解釈運用基準では、以下のとおり定めているので、審査請求人が請求した行政文書（添付書類を含む。）について、その根拠及び証拠等の処理経過を明らかにするすべての行政文書があるがままに開示することを求める。

a 条例第1条（目的）では、「県の機関が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図る。」と定め、さらに個人情報解釈運用基準第1条（目的）【解釈及び運用】第4項では、「個人の権利利益」とは、本条例が必要とされた社会状況下で、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがあるもの、あるいは個人情報の取扱いに伴って保護をする必要があるものをいう。したがって、次の利益を含めて、社会的・経済的なもの、精神的なもの等個人にかかる広範な権利利益が含まれる。①自己の秘密が公開されない利益、②誤った情報、不完全な情報等によって自己に関して誤った判断がなされな

い利益、③自己の情報を知る権利」と定められている。審査請求人は、自己に関して誤った判断がなされない利益及び自己の情報を知る権利に基づいて開示請求書を提出しているので、処分庁は、個人の権利利益の保護に基づいて、審査請求人が請求したの行政文書（添付書類を含む。）について、その根拠及び証拠等の処理経過を明らかにするすべての行政文書についてあるがままに開示することを求める。

- b 条例第15条（開示請求権）では、「何人も、実施機関に対し、行政文書に記録された自己の個人情報の開示請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。」及び「この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。」と定め、個人情報解釈運用基準第15条（開示請求権）【趣旨】では、「本件は、自己の個人情報がどのように記録されているのか、また、その記録が正確かどうかは、本人の関心が高く、これらが知らされないことに伴う不安感も大きいことから、それらの関心や不安感に対して、適切に対応するため、個人の自己情報の開示を請求する権利を定めたものである。」と定められている。さらに【解釈及び運用】第1項関係（本人による開示請求）第3項では、「開示の請求・・・をすることができる」とは、個人に自己情報の開示を請求する権利を与えたものである。」と定められている。審査請求人は、「個人の自己情報の開示を請求する権利」に基づいて開示請求書を提出しているので、審査請求人が請求したの行政文書（添付書類を含む。）について、その根拠及び証拠等の処理経過を明らかにするすべての行政文書をあるがままに開示することを求める。
- c 条例第16条（開示請求の手続）第1項第3号では、「開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の件名その他開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」と定められていることから、審査請求人は、開示請求書に個人情報を特定するに足りる事項を記載している。

また、同条第3項では、「実施機関は、開示請求者に形式上の不備が認められるとき・・・その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように勤めなければならない。」と定め、さらに、個人情報解釈運用基準第16条（開示請求の手続）【解釈及び運用】第3項関係（開示請求書の補正）第3号では、「「補正の参考となる情報を提供する」とは、例えば、自己情報開示請求書の記載内容に

関連する行政文書の名称や該当すると考えられる個人情報取扱事務の名称等が記載されている個人情報取扱事務登録簿を示すことなどが考えられる。情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で足り、口頭でも差し支えない。」と定められている。加えて、その他（請求内容の確認）では、「請求の内容が開示請求の対象に明らかに該当しないような場合（開示請求の対象が自己の個人情報に該当しない場合等）でも、開示請求者の権利利益の保護を図るべく、開示請求権制度の趣旨に合致するかどうか、求めている情報の具体的な内容を確認することが望ましい。」と定められている。

処分庁は、弁明書で、「開示請求者に補正を求めたが、回答がなかったことから」と弁明しているが、審査請求人は、開示請求書に個人情報を特定するに足りる事項を記載し提出しているが、処分庁は、審査請求人に対し、補正が必要な部分及び「補正の参考となる情報」を提供しておらず、さらに「開示請求者の権利利益の保護を図るべく、求めている情報の具体的な内容」について確認を行っていないことから、その弁明には正当性がないので、審査請求人が請求したの行政文書（添付書類を含む。）について、その根拠及び証拠等の処理経過を明らかにする行政文書があるがままに開示することを求める。

d 条例第17条（個人情報の開示義務）では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならないこととしている。」と定め、さらに、個人情報解釈運用基準第17条（個人情報の開示義務）【解釈及び運用】第1項では、「本条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る個人情報を開示しなければならないこととしている。」と定めている。加えて、第2項では、「本条例でいう「開示」とは、個人情報の内容があるがままに示し、開示・不開示の判断が異なることはない。」と定められている。

また、同条第2項（第三者の個人情報）では、「開示請求者以外の個人情報以外の個人情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人情報を識別することができるもの」と定められているが、ただし書きで「次に掲げる情報を除く。」と定めており、口として「人の生命、健康、

生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」と定められている。さらに個人情報解釈運用基準第17条第2号（第三者の個人情報）【解釈及び運用】「ただし書き口」について、1では、「人の生命、健康などの基本的な権利利益を保護することは、県の基本的な責務である。したがって、個人情報についても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当該情報を開示する必要が認められるものについては、当該情報を開示しなければならないものである。」と定められている。

処分庁が、審査請求人の所有地と処分庁所有地である境界点に新設民境界標を設置した根拠及び証拠等の処理経過を明らかにする行政文書は、人の財産に関する行政文書に当たるので、処分庁には「開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならないこととしている。」と個人情報の開示義務、さらに、「人の基本的な権利利益を保護することは、県の基本的な責務」と定められているので、審査請求人が請求したの行政文書（添付書類を含む。）について、あるがままに開示することを求める。

e 条例第18条（部分開示）では、「実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない。」と定め、個人情報解釈運用基準第18条（部分開示）【解釈及び運用】第1項関係（不開示情報が含まれている場合の部分開示）第1号では、「個人情報の開示請求に対しては、原則開示の精神に照らし、当該個人情報を記録する行政文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該行政文書全部の開示を拒むのではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。」と定められているので、「個人情報の開示請求に対しては、原則開示の精神に照らし、・・・当該行政文書全部の開示を拒むのではなく・・・それ以下の部分を開示しなければならない。」と定められているので、処分庁は原則開示の精神に照らし、審査請求人が請求したの行政文書（添付書類を含む。）について、不開示部分を除いた部分について、その根拠及び証拠等の処理経過を明らかにする行政文書があるがままに開示することを求める。

f 条例第20条（個人情報の存否に関する情報）では、「開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、

当該開示情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と定めているが、個人情報解釈運用基準第20条（個人情報の存否に関する情報）【解釈及び運用】第3項では、「なお、本条の適用に当たっては、請求者の権利を不当に侵害することができないように厳正な運用が求められる。」と定められている。

処分庁は、弁明書において、「当該請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで請求者本人以外の個人情報を開示することになるため、当該開示請求を拒否した」と弁明しているが、「請求者の権利を不当に侵害することができないように厳正な運用が求められる。」と定められており、さらに、審査請求人が請求したの行政文書は、審査請求人と処分庁との境界関係に関する行政文書であり、第三者の個人情報が含まれことはないので、弁明には正当性がないことから、審査請求人が請求したの行政文書（添付書類を含む。）について、その根拠及び証拠等の処理経過を明らかにするすべての行政文書があるがままに開示することを求める。

g 県有地の境界確定に関する取扱要領（以下「境界確定取扱要領」という。）第九条（境界確認整理台帳の作成）では、「県有地について第五条第一項の規定による境界確認の協議を行ったときには、その処理経過を明らかにするため、県有地境界確認整理台帳を作成し、第六条から前条までの規定により作成又は取得した関係書類とあわせて保管するものとする。」と定められているので、処分庁が二者地点に新設民金属標を設置に関する行政文書（添付書類を含む。）について、その根拠及び証拠等の処理経過を明らかにする行政文書をあるがままに開示することを求める。

(イ) 処分庁は、〇〇県営住宅の測量成果は、〇〇成果簿であるとして開示している弁明するが、審査請求人との境界点である二者地点及び三者地点の証拠となる写真等、また境界点として二者地点に設置した新設民金属標に関する根拠及び証拠等について開示をしていないので、測量成果である〇〇成果簿における二者地及び三者地点の写真等、並びに新設民金属標の設置に関する処理経過を明らかにする証拠等の行政文書をあるがままに開示することを求める。

a 境界確定取扱要領第五条（立会協議）第二項では、「関係立会者と共に恒久的目標物から境界標柱までの距離や各境界標間の距離の計測を行い、その日時及び位置を証明する写真を整理しておかなければならない。」と定められているので、二者地点の位置を証明する証拠等の写真について開示することを求める。

b 処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人に対する説明として

同日付けで広報事案回答用紙を作成している。項番4において、「境界立会前の写真でコンクリート杭が確認できないことから、境界立会時にも同様に確認できなかったと考えております。「仮杭設置」とは、復元可能な境界杭について仮杭を設置する場合がある。というものである。」と審査請求人に対して説明しているが、第五条（立会協議）第三項では、「第一項の現地立会により協議が成立した場合において境界標柱がないか又は滅失している基本点や曲がり点については、当該位置に仮の境界標柱（木製又はプラスチック製のもの）を設置するとともに、前項の処理を行うものとする。」と定められているので、測量成果としての行政文書である〇〇成果簿における二者地点の写真等の証拠及び根拠を明らかにするすべての行政文書があるがままに開示することを求める。

- c 同取扱要領第六条（立会後の処理）第一項では、「現地立会をした担当職員は、その結果を立会協議書の内容を明らかにした境界確認調書に境界確認実測図（境界標柱を明示するとともに境界線を朱書きし、かつ隣接土地の地番並びに恒久的目標物から境界標柱までの距離や隣接する道路の幅員等を記載して作成した実測図をいう。以下同じ。）、その他必要な資料を添付して財産管理者に復命しなければならない。」と定められており、また、同条第四項では、「財産管理者は、境界確認の協議が成立した場合において仮の境界標柱を設置していた場合は、隣接地所有者立ち合いのもと当該位置にコンクリート制の境界標柱を設置するものとする。なお、境界標柱については、コンクリート製のものの設置が困難なときは、境界鉢等の境界標識に変わることができる。」と定められているので、隣接所有者である審査請求人が立ち合いもと、境界標を設置したとする処理経過等証拠等を明らかにするすべての行政文書があるがままに開示することを求める。
- d 処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日に打合せ等記録を作成し、審査請求人に、説明内容③「〇〇は現在の境界（プレート）を同意しているという認識である。」と説明していることを記載し行政文書として保存している。審査請求人に対する説明とした事実を行政文書として保存している。

境界は、審査請求人の財産に関する情報であり、前述のとおり、審査請求人は、自己に関して誤った判断がなされない利益及び自己の情報を知る権利に基づいて開示請求書を提出しているので、処分庁は、個人の権利利益の保護に基づいて、処分庁が「〇〇は現在の境界（プレート）を同意しているという認識である。」と説明した

根拠を明らかにするすべての行政文書についてあるがままに開示することを求める。

(ウ) 千葉県委託設計業務等検査要領では、以下のとおり定められているので、検査の基になった契約図書の行政文書（添付書類を含む。）で、二者地点及び新設民金属標の設置に関する行政文書を含めた当該開示請求に関わるすべての行政文書があるがままに開示することを求める。

a 第1条（趣旨）では、「この要領は、地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）に定める検査のうち、知事が発注する建設事業に係る委託設計業務等について、知事の命を受けた検査監理が厳正かつ効率的な検査を行うため、必要な事項を定めるものとする。」と定められている。

b 第8条（検査の方法）第1項では、「検査は、「契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」（以下「契約図書」という。）、千葉県委託業務等検査基準及びその他関係図書と管理記録及び成果品を対比して、合否を判定するものとする。」と定められている。

c 千葉県委託設計業務等検査基準第1項調査業務（測量、地質調査等）の検査方法では、「①契約に基づき提出等が義務づけられている書類の確認、②提出された業務（調査）工程表と実施の工程表、③打合せ記録簿等、④成果品の確認」と定められている。

d また、判定基準では、「①不備のない書類が提出がなされていること、②業務目的に必要な調査又は作業項目が不足なく設定されていること、③提出され、記録の内容が打合せ結果を適切に反映していること、④契約図書に提示された項目が、漏れなく履行され、提出されているとともに満足できる内容であること。」を定められている。

e 処分庁は、○○県営住宅の測量成果は、○○成果簿であるとして開示しているが、審査請求人との二者地点である境界点の写真及び新設民金属の設置に関する行政文書を開示していないので、測量成果である○○成果簿について、根拠及び証拠等の処理経過を明らかにし、そのすべてをあるがままに開示することを求める。

(エ) ○○申請書について、添付書類を含む根拠及び証拠等の処理経過を明らかにするすべての行政文書があるがままに開示することを求める。

a 処分庁は、弁明書において「法定外公共物（○○-○○-○○-○○）とその隣接土地との境界確定協議書の交付申請申請書（以下「協議書交付申請書」という。）は未施行であるため施行文書は存在しない。また、実施機関は本開示請求の項目5の対象文書である

「協議書交付申請書の「整理番号〇〇一〇〇号境界確定図」（以下「境界確定図」という。）以外の添付書類」は保有しておらず、存在しない。」と弁明しているが、未施行の協議書交付申請書及び境界確定図のみを行政文書として保存していることは明らかに不自然であり合理性がなく、また、協議書交付申請書の添付資料として「現況図」をじ後として追加で開示を行っていることから、処分庁の「境界確定図以外は保有していない。」とする弁明は、虚偽の事実になり正当性がない。

- b 行政文書管理規則第三条（事務処理の原則）第一項では、「本庁及び出先機関の事務の処理は、行政文書によることを原則とする。」と定め、また、同条第二項では、「行政文書は、丁寧に取り扱い、処理経過を明らかにし、事務が適正かつ迅速に行われるよう処理しなければならない。」と定められている。
- c 個人情報解釈運用基準第17条（個人情報の開示義務）【解釈及び運用】第1項では、「本条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る個人情報を開示しなければならないこととしている。」と定め、さらに、第2項では「本条例でいう「開示」とは、個人情報の内容があるがままに示し、開示・不開示の判断が異なることはない。」と定められている。

加えて、個人情報解釈運用基準第18条（部分開示）【解釈及び運用】第1項関係（不開示情報が含まれている場合の部分開示）第1号では、「個人情報の開示請求に対しては、原則開示の精神に照らし、当該個人情報を記録する行政文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該行政文書全部の開示を拒むのではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。」と定められており、また、「個人情報の開示請求に対しては、原則開示の精神に照らし、・・・当該行政文書全部の開示を拒むのではなく・・・それ以下の部分を開示しなければならない。」と定められている。

- d 以上のことから、処分庁は、原則開示の精神に照らし、〇〇申請書についてそのすべての行政文書について、不開示部分を除いた部分があるがままに開示することを求める。

イ 結論

以上のとおり、処分庁は、「個人の権利利益」、「自己情報の開示を請求する権利」、「個人情報の開示義務」、並びに「人の基本的な権利利益

を保護」を遵守し、行政文書管理規則に定められている「行政文書は、丁寧に取り扱い、処理経過を明らかにし、事務が適正かつ迅速に行われるよう処理しなければならない。」に基づいて、審査請求人が請求した根拠及び証拠等の処理経過を明らかにするすべての行政文書（添付書類を含む。）について、あるがままに開示することを求める。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

(イ) 個人情報の特定及びそれが記録された行政文書の内容について

本件開示請求の全20項目のうち本件決定で不開示とした項目4から20までの請求内容に関して、個人情報の特定及びそれが記録された行政文書の内容について説明する。

a 個人情報の特定について

(a) 本件決定の本件不開示理由1で不開示とした本件開示請求項目4の対象文書について、「○○県営住宅の建替工事に関する、○○年度に実施した○○県営住宅用地測量業務委託において筆界確認書を取り交わした後に行った業務完了報告、検査及び支出に関する書類」（以下、「本件行政文書1」という。）が該当するが、これらの文書は保存期間が経過して廃棄済みであり、当該文書において審査請求人の自己の個人情報を特定できなかった。

(b) 本件決定の本件不開示理由2で不開示とした本件開示請求項目5ほか8項目の請求内容について、令和4年9月14日付けで条例第16条第3項の規定により開示請求者に補正を求めたが、令和4年10月14日の時点で開示請求者から回答がなかったことから開示請求に係る個人情報を記録する行政文書を特定できなかった。

(c) 本件決定の本件不開示理由3で不開示とした本件開示請求項目8ほか6項目の請求内容について、請求者本人以外の個人情報を挙げて請求していたため、令和4年9月14日付けで条例第16条第3項の規定により開示請求者に補正を求めたが、令和4年1

0月14日の時点で開示請求者から回答がなかったことから、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで請求者本人以外の個人情報を開示することになるため、当該開示請求を拒否した。

b 行政文書及び事務の内容

本件行政文書1は、○○県営住宅用地測量業務委託（○○年度）において県営住宅用地に隣接する土地の所有者と境界確認の立会い等を行い、県営住宅用地との境界点について同意を得た土地所有者と県が筆界確認書を取り交わした後、委託した業務を完了した時にを行う業務完了報告、検査及び支出に関する事務で県土整備部都市整備局住宅課（以下「住宅課」という。）が作成又は受理したものである。通常、これらの文書は、業務委託又は工事の案件ごとに整理し、支出関係書類の簿冊に綴って保管しており、文書の保存期間は業務委託又は工事が完了した翌年度から5年間としている。

イ 個人情報の特定及び不開示の理由について

- (ア) 本件決定の本件不開示理由1で不開示とした本件開示請求項目4の対象文書に該当する本件行政文書1は、決定通知書に記載したとおり保存期間が経過し廃棄済みであり、当該文書において開示請求者の自己の個人情報の有無が確認できないため不開示としたものである。
- (イ) 本件決定の本件不開示理由2で不開示とした本件開示請求項目5ほか8項目の請求内容については、令和4年9月14日付けで条例第16条第3項の規定により開示請求者に補正を求めたが開示請求者から回答がなかったことから開示請求に係る個人情報を記録する行政文書を特定できないため、千葉県行政手続条例第7条に基づき、当該開示請求を拒否したものである。
- (ウ) 本件決定の本件不開示理由3で不開示とした本件開示請求項目8ほか6項目の請求内容については、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求者本人以外の個人情報を開示することになるため、令和4年9月14日付けで条例第16条第3項の規定により開示請求者に補正を求めたが開示請求者から回答がなかったことから、千葉県行政手続条例第7条に基づき、当該開示請求を拒否したものである。

ウ 審査請求人が行った本件以外の開示請求に対する決定について

審査請求人が行った別の開示請求のうち本件開示請求の内容に関わるものについて説明する。

- (ア) 審査請求人が行った○○年○○月○○日付け行政文書開示請求（以下「開示請求1」という。）に対し、実施機関は○○年○○月○

○日付け住第〇〇号で行政文書部分開示決定をした。開示請求1の請求内容のうち「〇〇年度 〇〇県営住宅用地測量業務委託」の対象行政文書として、「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」の成果品である「測量成果簿」を特定し、〇〇年〇〇月〇〇日に当該文書に含まれる個人情報などの不開示情報を除いて開示を実施した。

なお、開示請求1については、〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇号行政文書部分開示決定で「測量成果簿」に含まれる文書について追加の決定を行った。

(イ) 審査請求人が行った〇〇年〇〇月〇〇日付けの自己情報開示請求（以下「自己情報開示請求1」という。）について、「すべて 目録受領後、特定します」という請求内容では対象文書を特定できなかったため、〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇号の補正を経て次のa及びbの決定を行い、〇〇年〇〇月〇〇日に開示を実施した。

なお、自己情報開示請求1に対する次のa及びbの決定で特定した対象文書には、「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」に関する起案文書、開示請求者の所有する土地の境界に関する打合せ記録簿などの文書で開示請求者の自己情報に該当するものが含まれている。

a 〇〇年〇〇月〇〇日、住第〇〇号-〇〇 自己情報開示決定

b 〇〇年〇〇月〇〇日、住第〇〇号-〇〇 自己情報部分開示決定

（3）弁明の内容について

本件決定の本件不開示理由1、2及び3について、審査請求人が審査請求書で主張している内容に対し、次のとおり弁明する。

ア 本件不開示理由1に対する審査請求人の主張について

（ア）審査請求人の主張（前記3（1）イ（ア）a及びb）について

本件不開示理由1で本件開示請求項目4を不開示決定したことについて、審査請求人は、「「筆界確認書」は〇〇年〇〇月〇〇日付けであるため、「業務完了報告書」は、〇〇年度の行政文書目録になりますが、〇〇年度行政文書目録には該当する行政文書がないことから、保存期間等及び廃棄年月日等が明らかになっておらず、「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」とする不開示理由には正当性がありません。」「この業務は〇〇年〇〇月〇〇日完了し報告書を提出しているため、残作業として筆界確認書を頂いた後、新設境界標の設置を行っています。」と説明を行っていますので、「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」とすることは、その説明内容の根拠を明らかにする事実を記載した行政文書が存在しないことになりますので、不開示理由には正当性がありません。」

「「〇〇年〇〇月〇〇日付け広聴事案回答用紙」を作成した根拠となる内容があるがままに示しておらず、見せていませんので、不開示理由には正当性がありません。」「「筆界確認書」は〇〇年〇〇月〇〇日付けであり、「業務完了報告書」の提出日が〇〇年〇〇月〇〇日であることは、時系列に齟齬がありますので、「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」とすることは、その説明内容の根拠を明らかにする事実を記載した行政文書が存在しないことになりますので、不開示理由には正当性がありません。」と主張する。

しかしながら、「業務完了報告書」は、個別の土地所有者との筆界確認の作業の完了時に提出されるものではなく、「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」の完了後に県土整備部技術管理課（以下「技術管理課」という。）の検査監の検査を受けるため、業務委託の発注機関である住宅課が技術管理課に提出する文書である。「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」は、業務の履行期限である〇〇年〇〇月〇〇日までに県営住宅用地との土地の境界点について土地所有者の同意を得て、筆界確認書又は境界確定協議書が提出されたものを対象として業務を完了しており、業務完了報告に関する住宅課の事務は〇〇年度内に完結している。また、当該業務委託の成果品である「測量成果簿」は〇〇年〇〇月に納品されているため、審査請求人が所有する土地の境界点に関する〇〇年〇〇月〇〇日付け「筆界確認書」は、「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」の業務を完了した後に提出されたものを住宅課の職員が「測量成果簿」に綴ったものである。

通常、委託業務の完了後に行う事務処理において作成又は受理する文書としては、業務完了報告、検査に関する文書、支出に関する文書が該当するが、このうち、業務完了報告及び検査に関する文書は、発注機関である住宅課、受託者及び検査を行う技術管理課との間で取り交わすものであり、支出に関する文書は受託者から発注者へ提出された請求書、成果品の引渡書及び委託費の支払のために必要となる支出伝票である。仮にこれらの文書が存在していたとしても、審査請求人の個人情報は記録されていないため、本件開示請求の対象外である。

したがって、「「業務完了報告書」は、〇〇年度の行政文書目録になります」「「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」とする不開示理由には正当性がありません。」という審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、本件不開示理由1に関して、「「〇〇年〇〇月〇〇日付け広聴事案回答用紙」を作成した根拠となる内容があるがま

まに示しておらず、見せていませんので、不開示理由には正当性がありません。」と主張するが、本件不開示理由1の元となった本件開示請求項目4の内容とは関係がない主張である。

(イ) 審査請求人の主張（前記3（1）イ（ア）cからeまで）について

本件不開示理由1で本件開示請求項目4を不開示決定したことについて、審査請求人は、「住宅課からの〇〇年〇〇月〇〇日付け回答メールにおいて、「用地測量の行政文書開示について、「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」、〇〇年〇〇月〇〇日に開示しました。」と記載されていますので、〇〇年〇〇月〇〇日には保有されており、「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」とする不開示理由には正当性がありません。」「事務処理は、行政文書によることを原則とし、行政文書は、丁寧に取り扱い、処理経過を明らかにする。」とともに、「原則開示の精神に照らし、行政文書の内容があるがままに示し、見せることであり」と定められていますが、そのすべてが開示されていませんので、不開示理由には正当性がありません。」「〇〇年〇〇月〇〇日に住宅課の担当職員は、「現在、他部門で使用中のため開示できないため、後日開示する。」旨を答述していますので、「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」とする不開示理由には正当性がありません。」「測量業務の作業過程である「〇〇成果簿」は、既に開示されている行政文書になりますので、作業終了後の「業務完了報告書」が「保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していない。」することは時系列に齟齬があり、不開示理由には正当性がありません。」「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）を作成した根拠となる内容があるがままに示しておらず、見せていませんので、不開示理由には正当性がありません。」と主張する。

しかしながら、実施機関は、〇〇年〇〇月〇〇日に住宅課が保有していた「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）測量成果簿」を開示している。また、〇〇年〇〇月〇〇日に住宅課の担当職員が「現在、他部門で使用中のため開示できないため、後日開示する。」と説明した文書についても、「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）測量成果簿」を指すものである。さらに、審査請求人は「測量業務の作業過程である「〇〇成果簿」と主張するが、当該「測量成果簿」は業務委託の完了後に受託者から発注者へ納品される成果品であり、測量業務の作業過程で提出されるものではない。また、審査請求人が主張する「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）を作成した根拠とは、「測量成果簿」を作成した根拠を指すものであるならば、

当該業務委託の「契約書」や「仕様書」が該当するが、〇〇年度の「〇〇県営住宅用地測量業務委託」の契約書及び仕様書は、「業務完了報告書」と同じ簿冊に綴られる書類であり、保存期間が経過し廃棄済みである。

また、通常、業務委託の「契約書」や「仕様書」は、委託業務の契約に係る事務処理において作成する文書であり、発注機関である住宅課と受託者との間で取り交わすものである。仮にこれらの文書が存在していたとしても、審査請求人の個人情報は記録されていないため、本件開示請求の対象外である。

したがって、「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」を作成した根拠となる内容があるがままに示しておらず、見せていませんので、不開示理由には正当性がありません。」という審査請求人の主張には理由がない。

イ 本件不開示理由 2 に対する審査請求人の主張について

本件不開示理由 2 で本件開示請求項目 5 ほか 8 項目を不開示決定したことについて、審査請求人は、「開示請求書における各項番の項目内容は、既に開示されている行政文書の内容になります。」「自己開示請求書における各項番の項目内容は、事務業務の名称・内容・開示を求める具体的な内容等を記載していますので、不開示理由には正当性がありません。」「何のどの点が不明で補正を求めているのか補正の参考となる情報が提供されていませんので、不開示理由には正当性がありません。」「開示請求書における各項番の項目内容は、既に開示されている行政文書の内容であり」「既に開示されている行政文書を作成した根拠となる行政文書の内容をあるがままに示しておらず、見せていませんので、不開示理由には正当性がありません。」と主張する。

しかしながら、実施機関としては、審査請求人が主張しているとおり、本件開示請求項目 5 ほか 8 項目で審査請求人が開示を求めている文書は「既に開示されている行政文書」の作成根拠を示す文書であって、審査請求人に対して未だ開示されていない行政文書であると判断し、「既に開示されている行政文書」以外で対象となる文書を特定しようとした。

しかし、審査請求人の個人情報が記録された文書については、前記（2）ウ（イ）で示したとおり、本件開示請求が行われるより前に審査請求人が行った自己情報開示請求 1 に対して、実施機関は、「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」に関わる起案文書、開示請求者の所有する土地の境界に関する打合せ記録簿など本件開示請求の内容に関わる行政文書であって開示請求者の自己情報に該当するものを特定して

開示していたため、本件開示請求については「既に開示されている行政文書」以外に対象となる行政文書が特定できず、審査請求人の個人情報も特定できないことから、補正を求めたものである。

実施機関は、令和4年9月14日付け住第〇〇号により、本件開示請求の対象となる行政文書について、開示請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載すること、また、請求内容に記載された開示請求者本人以外の第三者の個人情報の削除又は修正を行うよう補正を求めたが、審査請求人から回答がなかった。

結果として、本件開示請求の補正が行われなかつたため、本件開示請求の対象文書を特定できず、審査請求人の個人情報を特定できないことから不開示とした。

次の（ア）から（ケ）において、本件開示請求項目5ほか8項目を不開示したことについて弁明する。

（ア）本件開示請求項目5について

本件開示請求項目5の対象文書としては、千葉県知事が〇〇長に対して発出する、協議書交付申請書の添付書類が該当するが、協議書交付申請書は未施行であるため施行文書は存在しない。また、実施機関は本件開示請求項目5の対象文書である「協議書交付申請書の「整理番号〇〇一〇〇号 境界確定図」以外の添付書類」を保有しておらず、存在しない。このことから、審査請求人が本件開示請求項目5で求めている〇〇申請書の添付書類に含まれる自己の個人情報とは具体的に何であるか確認するために補正を求めたが、結果として、本件開示請求の補正が行われなかつたため、本件開示請求の対象文書を特定できず、審査請求人の個人情報を特定できないことから不開示とした。

なお、実施機関は、前記（2）ウ（イ）で示したとおり、審査請求人が行った自己情報開示請求1に対する〇〇年〇〇月〇〇日付け、住第〇〇号一〇〇自己情報部分開示決定において、協議書交付申請書に関する起案文書一式（〇〇年〇〇月〇〇日、住第〇〇号「境界確定協議書について」）を特定し、〇〇年〇〇月〇〇日に開示を実施している。

（イ）本件開示請求項目6について

本件開示請求項目6において、審査請求人は「〇〇申請書は既に行政文書として開示していますので、申請書を作成する前、及び作成後に行った事務処理過程を明らかにする行政文書」と記載しているが、千葉県知事が〇〇長に対して発出した協議書交付申請書の起案の前の事務処理は施行文案の作成であり、起案後に決裁が完了した後の事務処理は、施行文に文書番号と施行日を記入し、公印を押して文書を発

出することである。上記（ア）で説明したとおり協議書交付申請書は未施行であるため、起案前に施行文案を作成し、起案して決裁をした記録はあるが、その後の協議書交付申請書の施行及び施行後の事務の記録が存在しない。このことから、審査請求人が本件開示請求で求めている「〇〇申請書を作成する前、及び作成後に行った事務処理過程を明らかにする行政文書」とは何か、当該文書に含まれる自己の個人情報とは具体的に何であるかを確認するために補正を求めたが、結果として、本件開示請求の補正が行われなかつたため、本件開示請求の対象文書を特定できず、審査請求人の個人情報を特定できないことから不開示とした。

なお、協議書交付申請書の起案から文書発出に至るまでの事務処理を明らかにする文書としては、協議書交付申請書に関する起案文書一式（〇〇年〇〇月〇〇日、住第〇〇号「境界確定協議書について」）が存在する。また、協議書交付申請書の起案の前後に作成した文書としては、「千葉県知事が〇〇長に対して発出した「境界同意書の提出について」（〇〇年〇〇月〇〇日、住第〇〇号）の起案文書一式」及び〇〇長からの境界確認の申請に基づき、県が〇〇年〇〇月〇〇日に境界立会いを行い、現況を確認した上で千葉県知事が同意した旨を示す「境界確定協議書について」（〇〇年〇〇月〇〇日、住第〇〇号）の起案文書一式」が存在するが、実施機関は、前記（2）ウ（イ）で示したとおり、〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇号一〇〇自己情報部分開示決定において、これらの起案文書一式を特定し、〇〇年〇〇月〇〇日に開示を実施している。

（ウ）本件開示請求項目7について

本件開示請求項目7において審査請求人が記載している「〇〇年度地積測量図」は「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」の履行期間内である〇〇年〇〇月に作成された文書である。審査請求人の所有地と県営住宅用地との境界点である「〇〇」が確定したのは、当該地点について筆界確認書に審査請求人の同意を得た〇〇年〇〇月〇〇日であり、「〇〇年度地積測量図」の作成時である〇〇年〇〇月の時点で「〇〇」は確定していないため、「〇〇年度地積測量図」において、〇〇（二者地点又は三者地点）を確定した根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）は存在しない。このことから、本件開示請求項目7の対象行政文書及び当該文書に含まれる自己の個人情報とは具体的に何であるか確認するために補正を求めたが、結果として、本件開示請求の補正が行われなかつたため、本件開示請求の対象文書を特定できず、審査請求人の個人情報

を特定できないことから不開示とした。

(エ) 本件開示請求項目 1 1について

本件開示請求項目 1 1 の内容に関して、審査請求人の所有地と県営住宅用地との境界点である「〇〇」が三者地点であると確定した事実はなく、また、三者地点と二者地点が同一であるという事実もない。

このことから、本件開示請求項目 1 1 の対象行政文書及び当該文書に含まれる自己の個人情報とは具体的に何であるか確認するために補正を求めたが、結果として、本件開示請求の補正が行われなかつたため、本件開示請求の対象文書を特定できず、審査請求人の個人情報を特定できないことから不開示とした。

(オ) 本件開示請求項目 1 2について

本件開示請求項目 1 2において審査請求人が記載している「〇〇. 〇〇付 打合せ等記録に記載がある「敷地と道路の境界」について〇〇課から「◆敷地と道路の境について」として、「敷地と道路の境界には、側溝等を設けてグレーチング掛けるか、地先境界ブロックなどで境界を明確にする」ように指導を受け、地先境界ブロックを設置」していることについては千葉県と〇〇との間の問題である。本件請求における地先境界ブロックの「設置位置の根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）」とは何であるのか、審査請求人の自己の個人情報に該当するものは何であるのか、本件開示請求の内容からは特定ができないことから、本件開示請求項目 1 2 の対象行政文書及び当該文書に含まれる自己の個人情報とは具体的に何であるか確認するために補正を求めたものである。

結果として、本件開示請求の補正が行われなかつたため、本件開示請求の対象文書を特定できず、審査請求人の個人情報は特定できないことから不開示とした。

なお、本件開示請求で審査請求人が述べている「〇〇. 〇〇. 〇〇付 打合せ等記録に記載がある「敷地と道路の境界」について〇〇課から「◆敷地と道路の境について」として、「敷地と道路の境界には、側溝等を設けてグレーチング掛けるか、地先境界ブロックなどで境界を明確にする」ように指導を受け、地先境界ブロックを設置しています」に関わる行政文書としては、「「〇〇県営住宅A工区建築工事 〇〇宅地開発事業条例事前協議申出書」（〇〇年〇〇月〇〇日付け、千葉県知事から〇〇長あて）、事前協議結果通知書（〇〇長、〇〇年〇〇月〇〇日付け条第〇〇一〇〇号）、協定書（〇〇年〇〇月〇〇日）、〇〇年〇〇月〇〇日付け、住第〇〇号「協定書の締結について（〇〇県営住宅A工区建築工事）」の起案文書」が存在する。

これらの文書は、〇〇県営住宅A工区建築工事の実施設計業務委託において、〇〇宅地開発事業条例に基づく事前協議を行うために作成又は收受した行政文書であり、〇〇で審査請求人から請求のあった行政文書開示請求に対し、〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇号一〇〇により、個人情報などの不開示情報を除いて開示している。

なお、「〇〇県営住宅A工区建築工事 〇〇宅地開発事業条例事前協議申出書」(〇〇年〇〇月〇〇日付け、千葉県知事から〇〇長あて)に添付された「旧土地台帳附属地図」は法務局又は登記所に備え付けられた「地図に準ずる図面（公図）」の写しである。「旧土地台帳附属地図」には土地所有者として審査請求人の氏名が記載されているが、本件開示請求における地先境界ブロックの「設置位置の根拠を明らかにする行政文書」に該当しない。

(カ) 本件開示請求項目13について

本件開示請求項目13において審査請求人は、「〇〇.〇〇.〇〇付の〇〇と千葉県の境界協議書の三者地点と〇〇年度地積測量図及び道路境界確定図の三者地点」の「座標点の位置が一致していないが協議書に同意した根拠を明らかにする行政文書」と記載しているが、「〇〇.〇〇.〇〇付の〇〇と千葉県の境界協議書」に関する起案文書は存在するが、「三者地点の座標点の位置が一致していないが協議書に同意した根拠を明らかにする行政文書」は存在しない。このことから、本件開示請求項目13の対象行政文書及び当該文書に含まれる自己の個人情報とは具体的に何であるか確認するために補正を求めたものである。

結果として、本件開示請求の補正が行われなかつたため、本件開示請求の対象文書を特定できず、審査請求人の個人情報を特定できないことから不開示とした。

(キ) 本件開示請求項目15について

〇〇道路の地積測量図とは、〇〇年〇〇月〇〇日に登記され、法務局で保存されている地積測量図である。道路境界確定図は、〇〇年〇〇月に〇〇が作成した図である。

本件開示請求項目15で審査請求人が記載している「〇〇は三者ではないとする根拠を明らかにする行政文書」について、「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」において、「〇〇地点が三者地点ではない」ことを確認した事実はないため、その根拠を明らかにする行政文書も存在しない。このことから、本件開示請求項目15の対象行政文書及び当該文書に含まれる自己の個人情報とは具体的に何であるか確認するために補正を求めたものである。

結果として、本件開示請求の補正が行われなかつたため、本件開示請求の対象文書を特定できず、審査請求人の個人情報を特定できないことから不開示とした。

(ク) 本件開示請求項目 19について

審査請求人が本件開示請求項目 19で記載した「〇〇. 〇〇. 〇〇付 打合せ等記録の説明内容②に「〇〇に確認した結果、公募面積に対して実測面積が上回っていること。」と記載があり」とは、住宅課職員が説明した内容の記録である。打合せ等記録の添付図面には住宅課職員による手書きのメモ（土地の公簿面積など）が記載されているが、本件開示請求で審査請求人が求める「〇〇へ確認した内容及び〇〇からの回答があつた内容がわかる行政文書（起案・決裁を含め確認した内容を含めた事務処理過程がわかる行政文書を含める。）」は存在しない。このことから、本件開示請求項目 19の対象行政文書及び当該文書に含まれる自己の個人情報とは具体的に何であるか確認するために補正を求めたものである。

結果として、本件開示請求の補正が行われなかつたため、本件開示請求の対象文書を特定できず、審査請求人の個人情報を特定できないことから不開示とした。

(ケ) 本件開示請求項目 20について

「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」は〇〇年〇〇月〇〇日に完了検査を受けて委託業務の完了が認定されており、当該業務委託にかかる事務は〇〇年度内に処理されている。千葉県と審査請求人が筆界確認書を取り交わしたのは〇〇年〇〇月〇〇日であるが、これについて実施機関が行う事務は、〇〇年〇〇月〇〇日の完了検査後に納品された「〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）」の成果品である「測量成果簿」に追加で綴ることだけであり、審査請求人が主張するような行政文書「〇〇. 〇〇. 〇〇付 千葉県と当方の筆界確認書が登録されている文書目録」は存在しない。このことから、本件開示請求項目 20の対象行政文書及び当該文書に含まれる自己の個人情報とは具体的に何であるか確認するために補正を求めたものである。

結果として、本件開示請求の補正が行われなかつたため、本件開示請求の対象文書を特定できず、審査請求人の個人情報を特定できないことから不開示とした。

ウ 本件不開示理由 3に対する審査請求人の主張について

実施機関は、本件決定の本件不開示理由 3として、「令和 4 年 9 月 14 日付で条例第 16 条第 3 項の規定により開示請求者に補正を求めた

が、令和4年10月14日の時点で開示請求者から回答がないことから、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求者本人以外の個人情報を開示することになるため、当該開示請求を拒否する。」と記載した。

審査請求人は、本件開示請求項目8ほか6項目の不開示決定について、「不開示理由には正当性がありません。」と主張しているため、以下、不開示理由について説明する。

(ア) 審査請求人は「開示請求書における各項番の項目内容は、既に開示されている行政文書に記載されている内容であり、「個人情報解釈運用基準第20条（個人情報の存否に関する情報）【解釈及び運用】2号では、「存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり」の定めとは齟齬がありますので、不開示理由には正当性がありません。」と主張する。

しかしながら、個人情報解釈運用基準第20条（個人情報の存否に関する情報）【解釈及び運用】1号により、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る個人情報が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいうものである。本件開示請求項目8ほか6項目は、請求者本人以外の個人情報が記載されており、開示請求者本人以外の第三者の個人情報を挙げてなされた開示請求である。当該請求にかかる第三者の個人情報は条例第17条第2号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない「不開示情報」であり、開示請求者の自己の個人情報に該当しないため、条例第17条第2号ただし書ニにも該当しない。

したがって、当該請求の対象となる行政文書が存在しているか否かを回答することは第三者の個人情報を回答することになるため存否応答拒否とした。

a 本件開示請求項目8は開示請求者本人以外の第三者の個人情報を挙げてなされた請求である。本件開示請求に記載された「〇〇.〇〇.〇〇付 打合せ等記録」の具体的な内容は、開示請求人本人の打合せの記録ではない。開示請求者本人以外の第三者が測量会社又は〇〇とした打合せの内容は第三者の個人情報に該当し、開示請求者の自己の個人情報に該当しない不開示情報である。

b 本件開示請求項目9、10、14、16、17及び18において開示請求者が記載した広聴事案の回答内容は、開示請求者本人の広

聴事案ではなく第三者の個人情報に該当する。また、本件開示請求項目10において、「○○県営住宅用地測量業務委託（○○年度）」における開示請求者本人以外の個人が所有する土地の筆界確認書の有無に関する情報は、第三者の個人情報に該当し、開示請求者の自己の個人情報に該当しない不開示情報である。

- c 実施機関は、令和4年9月14日付け住第〇〇号により、本件開示請求項目8ほか6項目の請求内容に記載された開示請求者本人以外の個人情報について削除又は修正を行うよう補正を求めたが、開示請求者は補正に応じなかった。

したがって、条例第17条第2号ただし書のいずれにも該当しない第三者の個人情報を挙げてなされた本件開示請求項目8ほか6項目の対象となる行政文書が存在しているか否かを回答することは、開示請求者本人以外の第三者の個人情報すなわち「不開示情報」を開示することになるため、実施機関が当該請求内容の対象文書の存否を明らかにすることはできない。

- (イ) 審査請求人は「「開示請求書における各項番の項目内容は、既に開示されている行政文書に記載されている内容であり、」「個人情報解釈運用基準第16条【解釈及び運用】第1項関係2号では、「開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の件名その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」とは、事務事業の名所・内容・開示を求める具体的な内容等、当該個人情報が記録されている行政文書を実施機関が特定するための情報などをいう。」と定められていますので、自己開示請求書における各項番の内容は、事務事業の名称・内容・開示を求める具体的な内容等を記載していますので、不開示理由には正当性がありません。」と主張する。

しかしながら、上記（ア）で述べたとおり、本件開示請求項目8ほか6項目は、開示請求者本人以外の第三者の個人情報を挙げてなされた開示請求であり、当該請求にかかる第三者の個人情報は、開示請求者の自己の個人情報に該当しないため、条例第17条第2号ただし書のいずれにも該当しない「不開示情報」である。

また、実施機関は、令和4年9月14日付け住第〇〇号により、本件開示請求項目8ほか6項目の請求内容に記載された開示請求者本人以外の個人情報について削除又は修正を行うよう補正を求めたが、開示請求者が補正に応じなかったことから、本件開示請求項目8ほか6項目の対象となる文書が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者本人以外の第三者の個人情報すなわち「不開示情報」を開示することになるため、実施機関が当該請求内容の対象文書の存否を明らか

にすることはできない。

(ウ) 審査請求人は「開示請求書における各項番の項目内容は、既に開示されている行政文書に記載されている内容であり、「条例第16条第3項では、「実施期間は、開示請求書に形式上の不備があると認められるとき又は前項の規定による書類の提出若しくは提示がないとき若しくはその内容に不備があると認められるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。」と定めていますが、何のどの点について補正を求めているのか不明であり、補正の参考となる情報が提供されていませんので、不開示理由には正当性がありません。」と主張する。

しかしながら、実施機関は、令和4年9月14日付け住第〇〇号で本件開示請求の補正を求めた書面において、本件開示請求項目8ほか6項目について、補正が必要な内容を具体的に示した上で、開示請求者本人以外の個人情報の削除又は修正が必要であること、更に本件開示請求項目8ほか6項目の記載内容を引用した上で、開示を求める文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載するよう求めている。

したがって、「何のどの点について補正を求めているのか不明であり、補正の参考となる情報が提供されていませんので、不開示理由には正当性がありません。」という審査請求人の主張には理由がない。

(エ) 審査請求人は「開示請求書における各項番の項目内容は、既に開示されている行政文書に記載された内容であり、「事務処理は、行政文書によることを原則とし、行政文書は、丁寧に取り扱い、処理経過を明らかにする。」とともに、「原則開示の精神に照らし、行政文書の内容があるがままに示し、見せることであり」、加えて「当該行政文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該行政文書全部の開示を拒むものではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。」と定めていますので、既に開示されている行政文書を作成した根拠となる行政文書の内容があるがままに示しておらず、見せていませんので、不開示理由には正当性がありません。」と主張する。

しかしながら、本件開示請求項目8ほか6項目は、開示請求者本人以外の第三者の個人情報を挙げてなされた開示請求であり、当該請求にかかる第三者の個人情報は、開示請求者の自己の個人情報に該当しないため、条例第17条第2号ただし書のいずれにも該当しない「不

開示情報」である。

実施機関は、令和4年9月14日付け住第〇〇号により、本件開示請求項目8ほか6項目の請求内容に記載された開示請求者本人以外の個人情報の削除又は修正が必要であること、更に本件開示請求項目8ほか6項目の記載内容を引用した上で、開示を求める文書に含まれる開示請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載するよう求めたが、開示請求者が補正に応じなかったことから、本件開示請求項目8ほか6項目の対象となる文書が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者本人以外の第三者の個人情報すなわち「不開示情報」を開示することになるため、実施機関が当該請求内容の対象文書の存否を明らかにすることはできない。

(才) 審査請求人は「開示請求書における各項番の項目内容は、既に開示されている行政文書に記載された内容であり、「個人情報解釈運用基準第17条（個人情報の開示義務）第2号では、「自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者がすでに知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通する立場である場合には、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することなく、当該情報は開示されるものである。」と定めていますので、不開示理由には正当性がありません。」と主張する。

しかしながら、本件開示請求項目8ほか6項目は、開示請求者本人以外の第三者の個人情報を挙げてなされた開示請求であり、当該請求にかかる第三者の個人情報は、開示請求者の自己の個人情報に該当せず、開示請求者の自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報にも該当しないため、条例第17条第2号ただし書のいずれにも該当しない「不開示情報」である。

実施機関は、令和4年9月14日付け住第〇〇号により、本件開示請求項目8ほか6項目の請求内容に記載された開示請求者本人以外の個人情報の削除又は修正が必要であること、更に本件開示請求項目8ほか6項目の記載内容を引用した上で、開示を求める文書に含まれる開示請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載するよう求めたが、審査請求人が補正に応じなかったことから、本件開示請求項目8ほか6項目の対象となる文書が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者本人以外の第三者の個人情報すなわち「不開示情報」を開示することになるため、実施機関が当該請求内容の対象文書の存否を明らかにすることはできない。

(カ) 仮に、審査請求人が主張するように、本件開示請求に記載された第

三者の個人情報が「自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者がすでに知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通する立場である場合」に該当するものであったとしても、審査請求人が補正に応じなかつたことから、本件開示請求項目8ほか6項目の内容からは審査請求人が開示を求める対象文書を特定できず、審査請求人の個人情報を特定できないことから当該開示請求を拒否することとなる。

エ 本件決定の妥当性

本件開示請求の内容及び本件審査請求における審査請求人の主張から、本件開示請求の対象となる行政文書は、「本件開示請求より前に審査請求人が行った別の自己情報開示請求に対して既に開示された文書」とは別の行政文書であると判断できる。

実施機関は、審査請求人の自己情報に該当する行政文書について、本件開示請求の記載内容からは、〇〇年度以降で、本件開示請求のあった令和4年8月9日より前に審査請求人に開示した文書以外に本件開示請求の対象となる文書を特定できなかつた。さらに、本件開示請求項目8ほか6項目は、開示請求者本人以外の第三者の個人情報を挙げてなされた開示請求であり、当該請求にかかる第三者の個人情報は、開示請求者の個人情報に該当しないため、条例第17条第2号ただし書のいずれにも該当しない「不開示情報」である。本件開示請求の記載内容からは、開示請求者本人の自己情報が特定できず、当該請求内容の対象文書が存在しているか否かを答えるだけで開示請求者本人以外の個人情報を開示することになる請求内容が含まれていたため、実施機関は、令和4年9月14日付け住第〇〇号により、本件開示請求項目5から20までの請求内容について、本件開示請求の請求内容に記載された開示請求者本人以外の個人情報の削除又は修正が必要であること、更に本件開示請求の記載内容を引用した上で、開示を求める文書に含まれる開示請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載するよう補正を求めたが、審査請求人は補正に応じなかつた。

(ア) 本件不開示理由1について

本件開示請求項目4の対象文書について、該当文書は保存期間を経過して廃棄済みで不存在であるため、実施機関が不開示の決定をしたことは妥当である。

(イ) 本件不開示理由2について

本件開示請求項目5ほか8項目の請求内容について、開示請求者が補正に応じなかつたことから、本件開示請求に係る個人情報を記録す

る行政文書を特定できなかつたため、千葉県行政手続条例第7条に基づき当該開示請求を拒否したことは妥当である。

(ウ) 本件不開示理由3について

本件開示請求項目8ほか6項目の請求内容について、開示請求者が補正に応じなかつたことから、本件開示請求項目8ほか6項目の対象文書が存在しているか否かを答えるだけで開示請求者本人以外の第三者の個人情報を開示することになるため、実施機関が当該請求内容の対象文書の存否を明らかにしないで千葉県行政手続条例第7条に基づき当該開示請求を拒否したことは妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定については、違法又は不当ではない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。
イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定の取消しを求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 本件不開示理由1について

(ア) 実施機関は、前記4(2)ア(イ)a(a)のとおり、本件不開示理由1で不開示とした本件開示請求項目4に該当する可能性のある文書を、「○○県営住宅の建替工事に関する文書を、○○年度に実施した○○県営住宅用地測量業務委託において筆界確認書を取り交わした後に行った業務完了報告、検査及び支出に関する書類」としている。

実施機関によると、前記4(3)ア(ア)のとおり、当該各文書のうち、業務完了報告及び検査に関する文書は、発注機関である住宅課、受託者及び検査を行う技術管理課との間で取り交わしたものであり、支出に関する文書は、受託者から発注者へ提出された請求書、成果品の引渡書及び委託費の支払のために必要となる支出伝票とのことである。

審議会としては、実施機関の以上の説明に特段に不自然、不合理な点は認められないことから、以下、当該各文書について検討する。

(イ) 実施機関によると、○○年度に作成・取得した当該各文書の保存期間はそれぞれ業務委託又は工事が完了した年度の翌年度から5年間としており、本件開示請求の時点で、既に保存期間を満了し、廃棄済みとのことである。

(ウ) 審議会としては、実施機関が、本件開示請求項目4に係る当該各文

書を保有していないことについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

イ 本件不開示理由 2について

(ア) 実施機関は、前記4（2）ア（イ）a（b）のとおり、本件不開示理由 2について、「本件不開示理由 2で不開示とした本件開示請求項目 5ほか8項目の請求内容について、令和4年9月14日付けで条例第16条第3項の規定により開示請求者に補正を求めたが、令和4年10月14日の時点で開示請求者から回答がなかったことから開示請求に係る個人情報を記録する行政文書を特定できなかった。」と主張するので、以下、本件開示請求項目 5ほか8項目について検討する。

(イ) 本件開示請求項目 5について

a 番3の添付書類には『(1) 境界確定協議書、(2) 境界確定図、(3) 境界標の写真』と記載がありますが、添付書類については、(2) 境界確定図のみしか開示されていませんので、すべての添付書類の開示を請求しており、これは、「(2) 境界確定図」以外の添付書類に記載された自己の個人情報の開示を求めていると考えられるので、以下、各文書について検討する。

b 「(1) 境界確定協議書」について

(a) 当該文書は、千葉県知事が〇〇長に対して発出する、法定外公共物とその隣接土地との境界確定協議書の交付申請を行うために作成される申請書の添付書類と認められる。

(b) 実施機関は、当該文書について、前記4（3）イ（ア）のとおり、協議書交付申請書は未施行であるため施行文書は存在しないと主張するが、審議会が事務局職員を通じて確認したところ、施行前の案の段階での文書が存在することが確認された。

審議会で当該文書を見分したところ、当該文書には千葉県と〇〇双方の土地の地番等が記録されているのみで、審査請求人の個人情報は記録されていないことが確認された。

(c) よって、実施機関が施行前の案の段階での文書を含めて当該文書を本件開示請求項目 5の対象として特定していないことに、特段に不自然、不合理な点は認められない。

c 「(3) 境界標の写真」について

(a) 当該文書は、千葉県知事が〇〇長に対して発出する、法定外公共物とその隣接土地との境界確定協議書の交付申請を行うために作成される申請書の添付書類と認められる。

(b) 審議会が事務局職員を通じて、実施機関に確認したところ、通

常、境界確定協議書の交付申請の起案文書には、委託した業者が保有する添付書類は添付していないとのことであった。

また、本件では起案時点で協議書交付申請書の土地の境界について、隣接土地との境界が確定していなかったことから、委託した業者においても添付書類は作成しておらず、存在しないとのことであった。

(c) よって、実施機関が本件開示請求項目 5 に係る当該文書を保有していないことについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

d 以上のことと踏まえると、審議会としては、開示請求書が補正されなかつたため対象となる行政文書を特定できなかつたとの実施機関の不開示理由は認められないが、実施機関が、本件開示請求項目 5 の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求項目 5 の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められないことから、本件開示請求項目 5 を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(ウ) 本件開示請求項目 6 について

a 実施機関は、本件開示請求項目 6 について、前記 4 (3) イ (イ) のとおり、本件開示請求の補正が行われなかつたため、本件開示請求の対象文書を特定できず、審査請求人の個人情報を特定できないと主張するが、審議会が事務局職員を通じて改めて確認させたところ、〇〇に申請するに当たって作成された起案文書として、「〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇号『境界確定協議書について』の起案文書」(以下「本件未特定文書 1」という。) が存在することが判明した。

b したがって、本件決定のうち本件開示請求項目 6 に係る決定については、これを取り消し、本件未特定文書 1 について特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

(エ) 本件開示請求項目 7 について

a 本件開示請求項目 7 に係る個人情報を記録した行政文書の有無について実施機関に確認したところ、前記 4 (3) イ (ウ) のとおり、「〇〇年度地積測量図」とは、審査請求人の所有地と県営住宅用地との境界点である「〇〇」地点について同意を得た〇〇年〇〇月〇〇日以前の〇〇年〇〇月に〇〇県営住宅用地測量業務委託(〇〇年度)に際して作成された行政文書であり、当該文書を作成した時期に「〇〇」地点を確定した根拠を明らかにする行政文書は存在しな

いとのことである。

- b 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件開示請求項目7に係る個人情報が記録されている行政文書を保有していないことが確認された。
- c 以上のことと踏まえると、審議会としては、開示請求書が補正されなかつたため対象となる行政文書を特定できなかつたとの実施機関の不開示理由は認められないが、実施機関が、本件開示請求項目7の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求項目7の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められないことから、本件開示請求項目7を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(オ) 本件開示請求項目11について

- a 本件開示請求項目11に係る個人情報を記録した行政文書の有無について実施機関に確認したところ、前記4(3)イ(エ)のとおり、審査請求人の所有地と県営住宅用地との境界点である「〇〇」地点について、千葉県、〇〇及び審査請求人の三者の所有地の境界点であると確定した事実はなく、また、三者地点と二者地点が同一であるという事実もないため、本件開示請求項目11に係る個人情報を記録した行政文書を作成していないとのことである。
- b 審議会としては、開示請求書が補正されなかつたため対象となる行政文書を特定できなかつたとの実施機関の不開示理由は認められないが、実施機関が、本件開示請求項目11の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点はなく、その他、本件開示請求項目11の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められないことから、本件開示請求項目11を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(カ) 本件開示請求項目12について

- a 本件開示請求項目12に係る個人情報を記録した行政文書の有無について実施機関に確認したところ、前記4(3)イ(オ)のとおり、地先境界ブロックの設置に係る行政文書としては、「〇〇県営住宅A工区建築工事 〇〇宅地開発事業条例事前協議申出書」、「事前協議結果通知書」、「協定書」、「『協定書の締結について（〇〇県営住宅A工区建築工事）の起案文書』」が存在するものの、当該各文書に記載されている審査請求人の個人情報は、「〇〇県営住宅A工区建築工事 〇〇宅地開発事業条例事前協議申出書」に添付された「旧土地台帳附属地図」に土地所有者として記載があるのみであり、

当該情報は審査請求人が本件開示請求項目12で求める地先境界ブロックの設置位置の根拠には該当しないことから、当該各文書を本件開示請求項目12の対象としなかったとのことである。

- b 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件開示請求項目12の対象となる個人情報を保有していないことが確認された。
- c 以上のことと踏まえると、審議会としては、開示請求書が補正されなかつたため対象となる行政文書を特定できなかつたとの実施機関の不開示理由は認められないが、実施機関が、本件開示請求項目12の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求項目12の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められないことから、本件開示請求項目12を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(キ) 本件開示請求項目13について

- a 本件開示請求項目13に係る個人情報を記録した行政文書の有無について実施機関に確認したところ、前記4(3)イ(カ)のとおり、審査請求人の所有地と県営住宅用地との境界点である「〇〇」地点について、千葉県、〇〇及び審査請求人の三者の所有地の境界点であると確定した事実はなく、また、三者地点と二者地点が一致していないが〇〇との境界確定協議書に同意したという事実もないため、本件開示請求項目13に係る個人情報を記録した行政文書を作成していないことである。
- b 審議会としては、開示請求書が補正されなかつたため対象となる行政文書を特定できなかつたとの実施機関の不開示理由は認められないが、実施機関が、本件開示請求項目13の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点はなく、その他、本件開示請求項目13の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められないことから、本件開示請求項目13を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(ク) 本件開示請求項目15について

- a 本件開示請求項目15に係る個人情報を記録した行政文書の有無について実施機関に確認したところ、前記4(3)イ(キ)のとおり、審査請求人の所有地と県営住宅用地との境界点である「〇〇」地点について、千葉県、〇〇及び審査請求人の三者の所有地の境界点ではないと確認した事実はないため、本件開示請求項目15に係る個人情報を記録した行政文書を作成していないことである。

b 審議会としては、開示請求書が補正されなかつたため対象となる行政文書を特定できなかつたとの実施機関の不開示理由は認められないが、実施機関が、本件開示請求項目15の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点はなく、その他、本件開示請求項目15の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められないことから、本件開示請求項目15を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(ケ) 本件開示請求項目19について

a 本件開示請求項目19に係る個人情報を記録した行政文書の有無について実施機関に確認したところ、前記4(3)イ(ク)のとおり、実施機関から○○に確認した内容については、打合せ等記録の添付図面に住宅課職員による手書きのメモが記載されているのみであり、また、○○への確認に当たっては、担当する実施機関の職員が確認を行った際のメモ等について、自己の職務の遂行の便宜のために利用し、組織としての利用を予定していないものであったことから、本件開示請求項目19に係る個人情報を記録した行政文書を作成しておらず、取得もしていないとのことである。

b 審議会としては、開示請求書が補正されなかつたため対象となる行政文書を特定できなかつたとの実施機関の不開示理由は認められないが、実施機関が、本件開示請求項目19の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点はなく、その他、本件開示請求項目19の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められないことから、本件開示請求項目19を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(コ) 本件開示請求項目20について

a 本件開示請求項目20に係る個人情報を記録した行政文書の有無について実施機関に確認したところ、前記4(3)イ(ケ)のとおり、千葉県と審査請求人が取り交わした筆界確認書は、○○県営住宅用地測量業務委託(○○年度)において委託した○○から受領した「測量成果簿」に追加で綴られたため、本件開示請求項目20に係る個人情報が特定される名称での行政文書目録は存在しないとのことである。

b 審議会としては、開示請求書が補正されなかつたため対象となる行政文書を特定できなかつたとの実施機関の不開示理由は認められないが、実施機関が、本件開示請求項目20の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点はなく、その他、本件開示請求項目20の対象となる個人情報が存在するような特段

の事情も認められないことから、本件開示請求項目20を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

ウ 本件不開示理由3について

(ア) 実施機関は、前記4(2)ア(イ)a(c)のとおり、本件不開示理由3について、「本件不開示理由3で不開示とした本件開示請求項目8ほか6項目の請求内容について、請求者本人以外の個人情報を挙げて請求していたため、令和4年9月14日付けで条例第16条第3項の規定により開示請求者に補正を求めたが、令和4年10月14日の時点で開示請求者から回答がなかったことから、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで請求者本人以外の個人情報を開示することになるため、当該開示請求を拒否した。」と主張するので、以下、本件開示請求項目8ほか6項目について検討する。

(イ) 本件開示請求項目8について

a 審査請求人は、本件開示請求項目8について、「〇〇.〇〇.〇〇付 打合せ等記録に記載がある『復元ポイント』について、〇〇及び〇〇とともに『地積測量図』を元に復元している。』と説明しているため、〇〇が説明に使用した地積測量図の開示を請求しており、これは、〇〇年〇〇月〇〇日に実施機関、〇〇及び〇〇の三者と審査請求人以外の第三者との間で当該第三者の土地に係る土地の境界点の復元ポイントの説明が行われた際に、〇〇が使用した地積測量図に記載されている自己の個人情報の開示を求めていると考えられるので、以下、検討する。

b 実施機関によると、通常、土地の境界点の復元ポイントの説明は、各土地の所有者ごとに行っており、その説明の際に使用する地積測量図は、各土地の所有者に係る個人情報が記録されているのみのことである。

c 審議会が事務局職員を通じて、改めて実施機関に確認させたところ、審査請求人が本件開示請求項目8で求める地積測量図には、審査請求人以外の第三者の個人情報のみが記載され、審査請求人の個人情報は記載されていないことが判明した。

d 実施機関は、本件開示請求項目8について、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、審査請求人以外の第三者の個人情報を開示することとなるとして、条例第20条に基づく存否応答拒否を行っているが、条例では、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定

されていることから、第三者の個人情報が含まれていることをもって直ちに条例第20条に定める存否応答拒否に該当するのではなく、開示請求に対し、当該開示請求に係る開示請求者の個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに存否応答拒否を行うものと解される。

それを踏まえて、本件を判断すると、実施機関は、本件開示請求項目8に係る個人情報の存否を答えるだけでなぜ不開示情報を開示することになるのかについて十分な説明を行っていないため、本件開示請求項目8に係る実施機関の不開示理由は適切ではない。

他方で、上記cのとおり、審査請求人が本件開示請求項目8で求める地積測量図には、審査請求人以外の第三者の個人情報のみが記載され、審査請求人の個人情報は記載されていないことから、本件開示請求項目8の対象となる個人情報が記録されている行政文書を実施機関において保有していないと認められる。

- e 以上のことから、審議会としては、本件開示請求項目8に係る実施機関の決定は不開示とした理由の説明が不適切であったが、実施機関が、本件開示請求項目8の対象となる個人情報が記録されている行政文書を保有していないことに特段に不自然、不合理な点はなく、その他、本件開示請求項目8の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められないことから、本件開示請求項目8を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(ウ) 本件開示請求項目9について

- a 実施機関は、本件開示請求項目9について、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、審査請求人以外の第三者の個人情報を開示することとなるとして、条例第20条に基づく存否応答拒否を行っているが、審議会が事務局職員を通じて改めて確認させたところ、「〇〇」地点を確定した根拠を示す書類として、「〇〇年〇〇月〇〇日付け 筆界確認書」(以下「本件未特定文書2」という。)が存在することが判明した。

また、本件未特定文書2は、本件開示請求項目3の対象文書として本件全部開示決定により審査請求人に対して全部開示されており、実施機関において不開示情報とはしていないことも判明した。

- b したがって、本件決定のうち本件開示請求項目9に係る決定については、これを取り消し、本件未特定文書2について特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

(エ) 本件開示請求項目10について

- a 審査請求人は、本件開示請求項目10について、「〇〇.〇〇.

〇〇付広聴回答用紙の項番3回答では、『境界を確認して頂いた個々の土地所有者と、境界確定図を添付した筆界確認書を取交し県と土地所有者双方で各1通を保有していますが、個々に保有されています境界確定図を基に作成したものが、〇〇地積測量図〇〇一〇〇になります。』と記載されていますが、三者地点については、千葉県、当方及び〇〇は筆界確認書を取交しておらず、また〇〇地点についても、千葉県、〇〇及び〇〇は、筆界確認書を取交していないので、すべての地点に筆界確認書を取交した境界確定図は存在していない事実がありますので、境界確定図を基に作成してとする根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）の開示を請求しております、これは境界確定図を基に「〇〇地積測量図〇〇一〇〇」の作成を行った根拠を明らかにする行政文書に記載されている自己の個人情報の開示を求めていると考えられるので、以下、検討する。

- b 実施機関によると、「〇〇地積測量図」とは、〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）の成果品として委託業者である〇〇が作成し、〇〇年〇〇月に実施機関に提出した地積測量図とのことである。

また、実施機関によると、当該文書は、前記イ（エ）aのとおり、審査請求人の所有地と県営住宅用地との境界点である「〇〇」地点について同意を得た〇〇年〇〇月〇〇日以前の〇〇年〇〇月に〇〇県営住宅用地測量業務委託（〇〇年度）に際して作成された行政文書であり、当該文書を作成した時期に「〇〇」地点が確定していないことから、本件開示請求項目10に係る個人情報が記録された行政文書は存在しないとのことである。

- c 実施機関は、本件開示請求項目10について、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、審査請求人以外の第三者の個人情報を開示することとなるとして、条例第20条に基づく存否応答拒否を行っているが、条例では、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定されていることから、第三者の個人情報が含まれていることをもって直ちに条例第20条に定める存否応答拒否に該当するのではなく、開示請求に対し、当該開示請求に係る開示請求者の個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに存否応答拒否を行うものと解される。

それを踏まえて、本件を判断すると、実施機関は、本件開示請求項目10に係る個人情報の存否を答えるだけでなぜ不開示情報を開示することになるのかについて十分な説明を行っていないため、本件開示請求項目10に係る実施機関の不開示理由は適切ではない。

他方で、上記bのとおり、審査請求人が本件開示請求項目10で求める行政文書は存在しないことから、本件開示請求項目10に係る個人情報が記録されている行政文書を実施機関において保有していないと認められる。

d 以上のことと踏まえると、審議会としては、本件開示請求項目10に係る実施機関の決定は不開示とした理由の説明が不適切であったが、実施機関が、本件開示請求項目10に係る個人情報が記録されている行政文書を保有していないことに特段に不自然、不合理な点はなく、その他、本件開示請求項目10の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められることから、本件開示請求項目10を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(オ) 本件開示請求項目14について

a 審査請求人は、本件開示請求項目14について、「○○. ○○. ○○付広聴回答用紙の項番12回答において、『境界立会い時に個別の地積測量図を基に境界確認いただいた○○～○○点間距離は○○宅の法務局保存の地積測量図（以下「自宅地積測量図」という。）では9. 75m、立会いで確認して頂いた点間距離は9. 753mでありほぼ一致していますので、県としては○○が県営住宅と○○様の二者地点と考えています。』と記載されていますが、境界立会いの日は○○年○○月○○日であり、筆界確認書に添付されている境界確定図（以下「自宅境界確定図」という。）の作成日は、○○年○○月○○日○○作成であることから、千葉県が記載している『境界立会い時に個別の地積測量図を基に境界確認』とは時系列に齟齬があるため、記載されている『境界立会い時に個別に確認した』とする地積測量図の開示を求めているので、以下、検討する。

b 実施機関によると、○○県営住宅用地測量業務委託（○○年度）において、委託業務の受託者である○○から発注機関である住宅課が受領したものは、○○県営住宅用地測量業務委託（○○年度）の成果品である「測量成果簿」であり、○○が受託業務を行う過程で個別に使用した確定前の図面は受領していないため、審査請求人が本件開示請求項目14で求める「『境界立会い時に個別に確認した』とする地積測量図」を住宅課は保有していないとのことであった。

c 実施機関は、本件開示請求項目14に係る決定について、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、審査請求人以外の第三者の個人情報を開示することとなるとして、条例第20条に基づく存否応答拒否を行っているが、条例では、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定されていることから、第三者の個人情報が含まれていることをもって直ちに条例第20条に定める存否応答拒否に該当するのではなく、開示請求に対し、当該開示請求に係る開示請求者の個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに存否応答拒否を行うものと解される。

それを踏まえて、本件を判断すると、実施機関は、本件開示請求項目14に係る個人情報の存否を答えるだけでなぜ不開示情報を開示することになるのかについて十分な説明を行っていないため、本件開示請求項目14に係る実施機関の不開示理由は適切ではない。

他方で、上記bの説明のとおり、本件開示請求項目14に係る個人情報が記録されている行政文書を実施機関において保有していないと認められる。

d 以上のことから踏まえると、審議会としては、本件開示請求項目14に係る実施機関の決定は不開示とした理由の説明が不適切であったが、実施機関が、本件開示請求項目14の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点はなく、その他、本件開示請求項目14の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められないことから、本件開示請求項目14を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(カ) 本件開示請求項目16について

a 実施機関は、本件開示請求項目16について、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、審査請求人以外の第三者の個人情報を開示することとなるとして、条例第20条に基づく存否応答拒否を行っているが、審議会が事務局職員を通じて改めて確認させたところ、y方向の証拠が明らかになる行政文書として、本件未特定文書2が存在することが判明した。

また、本件未特定文書2は、本件開示請求項目3の対象文書として本件全部開示決定により審査請求人に対して全部開示されており、実施機関において不開示情報とはしていないことも判明した。

b したがって、本件決定のうち本件開示請求項目16に係る決定に

については、これを取り消し、本件未特定文書2について特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

(キ) 本件開示請求項目17について

- a 審査請求人は、本件開示請求項目17について、「〇〇.〇〇.〇〇広聴回答用紙の項番11回答において『新設境界標の設置については、〇〇年度〇〇県営住宅用地測量業務委託での作業ですが、この業務は〇〇年〇〇月〇〇日で完了し報告書を提出しているため、残作業として筆界確認書を頂いた後、新設境界標の設置を行っています。』と記載されていますが、〇〇年〇〇月〇〇日の開示時において『完了報告書は、他部署で使用中のため開示できない。』と答述し開示していませんので、未だ開示していない完了報告書、加えて、完了報告書を受領後の事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）」の開示を請求しており、これは、実施機関が〇〇年〇〇月〇〇日に業務を完了した後に提出した報告書及びその後の事務処理過程を明らかにする行政文書に記載されている自己の個人情報の開示を求めていると考えられるので、以下、検討する。
- b 実施機関によると、本件開示請求項目17に該当する可能性のある文書は、「〇〇県営住宅測量業務委託（〇〇年度）」を完了した〇〇年〇〇月に、業務委託の発注機関である住宅課が技術管理課に提出した『業務完了報告書』とのことである。
- また、業務完了報告書の提出後に行う事務処理過程において作成又は受理する文書として、実施機関は、前記4（3）ア（ア）のとおり、「業務完了報告、検査に関する文書、支出に関する文書」としている。
- c 実施機関によると、〇〇年度に作成・取得した当該各文書の保存期間はそれぞれ業務委託又は工事が完了した年度の翌年度から5年間としており、本件開示請求の時点で、既に保存期間を満了し、廃棄済みとのことである。
- d 実施機関は、本件開示請求項目17に係る決定について、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、審査請求人以外の第三者の個人情報を開示することとなるとして、条例第20条に基づく存否応答拒否を行っているが、条例では、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定されていることから、第三者の個人情報が含まれてい

ることをもって直ちに条例第20条に定める存否応答拒否に該当するのではなく、開示請求に対し、当該開示請求に係る開示請求者の個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに存否応答拒否を行うものと解される。

それを踏まえて、本件を判断すると、実施機関は、本件開示請求項目17に係る個人情報の存否を答えるだけでなぜ不開示情報を開示することになるのかについて十分な説明を行っていないため、本件開示請求項目17に係る実施機関の不開示理由は適切ではない。

他方で、上記b及びcの説明のとおり、本件開示請求項目17に係る個人情報が記録されている行政文書を実施機関において保有していないと認められる。

e 以上のことから、審議会としては、本件開示請求項目17に係る実施機関の決定は不開示とした理由の説明が不適切であったが、実施機関が、本件開示請求項目17の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点はなく、その他、本件開示請求項目17の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められないことから、本件開示請求項目17を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(ク) 本件開示請求項目18について

a 審査請求人は、本件開示請求項目18について、「○○.○○.○○広聴回答用紙の項番11回答において『残作業として筆界確認書を頂いた後、新設境界標の設置を行っています。』と記載され、○○.○○.○○付回答メールでは『筆界確認書を頂いた（○○年○○月○○日）後、新設境界標の設置を行っています。』と記載されていますが、『筆界確認書の境界画定図に新設民金属標の表示もされています。』とも記載されており、○○年○○月○○日○○作成の自宅境界確定図、及び○○年○○月○○日○○作成の道路境界確定図のどちらの境界確定図にも新設民金属標が表示されています。このことは、『○○年○○月に作成された境界確定図に新設民金属標があるが、新設民金属標の設置は○○年○○月○○日以降である。』とすることは時系列的に齟齬があり整合性がないため、新設境界標の設置に関する行政文書（起案・決裁を含め設置の確認等を含めた事務処理過程がわかる行政文書を含める。）」の開示を求めているので、以下、検討する。

b 実施機関によると、○○県営住宅用地測量業務委託（○○年度）において委託した○○から受領した「測量成果簿」中に、本件開示請求項目18に係る個人情報が記載された行政文書は存在せず、そ

の他、○○が受託した測量業務を行う過程又は業務完了後に残務として対応した本件未特定文書2の受領後に設置したものと思われる新設境界標に関する文書は作成も受領もしておらず、保有していないことである。

- c 実施機関は、本件開示請求項目18について、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、審査請求人以外の第三者の個人情報を開示することとなるとして、条例第20条に基づく存否応答拒否を行っているが、条例では、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定されていることから、第三者の個人情報が含まれていることをもって直ちに条例第20条に定める存否応答拒否に該当するのではなく、開示請求に対し、当該開示請求に係る開示請求者の個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに存否応答拒否を行うものと解される。

それを踏まえて、本件を判断すると、実施機関は、本件開示請求項目18に係る個人情報の存否を答えるだけでなぜ不開示情報を開示することになるのかについて十分な説明を行っていないため、本件開示請求項目18に係る実施機関の不開示理由は適切ではない。

他方で、上記bの説明のとおり、本件開示請求項目18に係る個人情報が記録されている行政文書を実施機関において保有していないと認められる。

- d 以上のことと踏まえると、審議会としては、本件開示請求項目18に係る実施機関の決定は不開示とした理由の説明が不適切であったが、実施機関が、本件開示請求項目18の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点はなく、その他、本件開示請求項目18の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められないことから、本件開示請求項目18を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

(1) 本件開示請求の手続について

実施機関は、本件開示請求に対して、開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項の記載が不明確であるとして、別表2に掲げる16項目の補正の求めを行い、その後、本件開示請求項目5ほか8項目については本件不開示理由2により、不開示決定を行っている。

条例第16条第3項の規定では、「開示請求書に形式上の不備があると認められるとき……は、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」とされている。

個人情報解釈運用基準によると、「形式上の不備」とは、「第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第3号の個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る個人情報が特定されない場合を含む。」としており、「開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」とは、「事務事業の名称・内容、開示を求める具体的な内容等、当該個人情報が記録されている行政文書を実施機関が特定するための情報など」をいう。

これを本件に照らすと、開示請求書の記載内容から、開示請求に係る個人情報を特定することは可能であり、形式上の不備には当たらないことから、補正の求めに応じなかつたことを理由に行つた実施機関の不開示決定は、適切ではない。

(2) 本件の諮問の手続について

本件の諮問は、令和4年12月6日に審査請求を受けてから、1年以上が経過した令和6年1月11日付けで行われている。

審議会への諮問等の手続において、実施機関は条例第47条第1項の規定により、審査請求があったときは、速やかに審議会に諮問しなければならないところ、本件の諮問は、標準的な処理期間である45日を大幅に超過していることから適切ではない。

(3) 今後、実施機関においては、これらの点を踏まえ、保有個人情報開示請求に対する適正な事務の執行に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	処理 内 容
令和6年 1月15日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和6年 2月22日	反論書の写しの受理

令和 7 年 6 月 27 日	審議（令和 7 年度第 3 回第 1 部会）
令和 7 年 7 月 25 日	審議（令和 7 年度第 4 回第 1 部会）
令和 7 年 9 月 26 日	審議（令和 7 年度第 5 回第 1 部会）
令和 7 年 10 月 17 日	審議（令和 7 年度第 6 回第 1 部会）

千葉県個人情報保護審議会第 1 部会

別表1

番号	開示請求をする自己の個人情報の内容	審議会による名称
1	<p>県土整備部都市整備局住宅課長名で作成している住宅課における広聴事案回答用紙の行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含めた事務処理過程についても含める。）</p> <p>なお、総合企画部報道広報課が保有している広聴事案回答用紙は行政文書として既に開示されています。</p>	本件開示請求項目1
2	<p>県営○○住宅の建替工事に関して、当方、千葉県及び○○の境界点（以下「三者地点」という。）、当方及び千葉県の境界点（以下「二者地点」という。）について、測量業者が測量業務を実施する前、実施時及び実施後における、千葉県が確認等を行った測量業務に関する事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）</p>	本件開示請求項目2
3	<p>県営○○住宅の建替工事に関して、二者地点及び三者地点の境界確認を実施する前、実施時及び実施後に行った境界確認に関する事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）</p>	本件開示請求項目3
4	<p>県営○○住宅の建替工事に関して、二者地点及び三者地点の筆界確認書を取り交わした後に行った事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）</p>	本件開示請求項目4
5	<p>千葉県は、三者地点について、○○年○○月作成の○○長に対する「境界確定協議書の交付申請書〔代理人○○〕」（以下「○○申請書」という。）及び整理番号○○一○○号境界確定図〔○○年○○月○○日作成○○〕（以下「道路境界確定図」という。）を行政文書として既に開示しています。○○申請書の項番3の添付書類には「(1) 境界確定協議書、(2) 境界確定図、(3) 境界標の写真」と記載がありますが、添付書類については、(2) 境界確定図のみしか開示されていませんので、すべての添付書類</p>	本件開示請求項目5
6	<p>また、○○申請書は既に行政文書として開示していますので、申請書を作成する前、及び作成後に行った事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・</p>	本件開示請求項目6

	打合せ等を含める。)	
7	〇〇年度地積測量図〔〇〇年度〇〇月作成 千葉県県土整備部都市整備局住宅課〕（以下「〇〇年度地積測量図」という。）において、〇〇（二者地点又は三者地点）を確定した根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 7
8	〇〇. 〇〇. 〇〇付 打合せ等記録に記載がある「復元ポイント」について、〇〇及び〇〇とともに「「地積測量図」を元に復元している。」と説明しているため、〇〇が説明に使用した地積測量図	本件開示 請求項目 8
9	〇〇. 〇〇. 〇〇付広聴回答用紙の項番5の「〇〇. 〇〇 〇〇地点の写真データを提示しない」との質問に対して、千葉県は、「〇〇成果簿にある各境界標の写真是、杭等を確認できる場合に撮影しています。仮杭等の設置について、立会依頼書は、「仮杭設置する場合があります。」としていますので、必ず仮杭を設置するわけではございません。」と記載されており、〇〇地点（二者地点又は三者地点）の写真是開示されていません。 〇〇地点を撮影した写真がなく、仮杭等の設置がない場合において、〇〇地点を確定した根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 9
10	〇〇. 〇〇. 〇〇付広聴回答用紙の項番3回答では、「境界を確認して頂いた個々の土地所有者と、境界確定図を添付した筆界確認書を取交し県と土地所有者双方で各1通を保有していますが、個々に保有されています境界確定図を基に作成したものが、〇〇地積測量図〇〇-〇〇になります。」と記載されていますが、三者地点については、千葉県、当方及び〇〇は筆界確認書を取交しておらず、また〇〇地点についても、千葉県、〇〇及び〇〇は、筆界確認書を取交していませんので、すべての地点に筆界確認書を取交した境界確定図は存在していない事実がありますので、境界確定図を基に作成してとする根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 10
11	〇〇が作成した道路境界確定図（以下「道路境界確定図」という。）では、三者地点が〇〇であり、また、筆界確認書に添付された〇〇が作成した自宅境界確定図では、二	本件開示 請求項目 11

	者地点が○○であるため、○○が同一地点になることから、三者地点と二者地点が同一地点である根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	
12	○○. ○○. ○○付 打合せ等記録に記載がある「敷地と道路の境界」について○○課から「◆敷地と道路の境について」として、「敷地と道路の境界には、側溝等を設けてグレーチング掛けるか、地先境界ブロックなどで境界を明確にする」ように指導を受け、地先境界ブロックを設置していますが、設置位置の根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 1 2
13	○○. ○○. ○○付で、○○と境界確定協議書を作成していますが、境界確定協議書の三者地点と、○○年度地積測量図及び道路境界確定図の三者地点座標の位置が一致していません。座標点の位置が一致していないが協議書に同意した根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 1 3
14	○○. ○○. ○○付広聴回答用紙の項番1回答において、「境界立会い時に個別の地積測量図を基に境界確認いただいた○○～○○点間距離は○○宅の法務局保存の地積測量図（以下「自宅地積測量図」という。）では9. 75m、立会いで確認して頂いた点間距離は9. 753mでありほぼ一致していますので、県としては○○が県営住宅と○○様の二者地点と考えています。」と記載されていますが、境界立会いの日は○○年○○月○○日であり、筆界確認書に添付されている境界確定図（以下「自宅境界確定図」という。）の作成日は、○○年○○月○○日○○作成であることから、千葉県が記載している「境界立会い時に個別の地積測量図を基に境界確認」とは時系列に齟齬があるため、記載されている「境界立会い時に個別に確認した」とする地積測量図	本件開示 請求項目 1 4
15	また、○○道路の地積測量図の北側境界線の点間距離は5. 60mであり、道路境界確定図の点間距離は5. 613mではあるが、○○は三者地点ではないとする根拠を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 1 5

16	○○. ○○. ○○付広聴事案回答用紙において、「境界ポイントの出し方 ○○に確認 ○○が二者地点なら x 方向だけではなく y 方向の証拠をだすこと」と記載されていますので、y 方向の証拠が明らかになる行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 1 6
17	○○. ○○. ○○広聴回答用紙の項番 1 1 回答において「新設境界標の設置については、○○年度○○県営住宅用地測量業務委託での作業ですが、この業務は○○年○○月○○日で完了し報告書を提出しているため、残作業として筆界確認書を頂いた後、新設境界標の設置を行っています。」と記載されていますが、○○年○○月○○日の開示時において「完了報告書は、他部署で使用中のため開示できない。」と答述し開示していませんので、未だ開示していない完了報告書、加えて、完了報告書を受領後の事務処理過程を明らかにする行政文書（起案・決裁を含めた協議・打合せ等を含める。）	本件開示 請求項目 1 7
18	また、○○. ○○. ○○広聴回答用紙の項番 1 1 回答において「残作業として筆界確認書を頂いた後、新設境界標の設置を行っています。」と記載され、○○. ○○. ○○付回答メールでは「筆界確認書を頂いた（○○年○○月○○日）後、新設境界標の設置を行っています。」と記載されていますが、「筆界確認書の境界画定図に新設民金属標の表示もされています。」とも記載されており、○○年○○月○○日○○作成の自宅境界確定図、及び○○年○○月○○日○○作成の道路境界確定図のどちらの境界確定図にも新設民金属標が表示されています。 このことは、「○○年○○月に作成された境界確定図に新設民金属標があるが、新設民金属標の設置は○○年○○月○○日以降である。」とすることは時系列的に齟齬があり整合性がないため、新設境界標の設置に関する行政文書（起案・決裁を含め設置の確認等を含めた事務処理過程がわかる行政文書を含める。）	本件開示 請求項目 1 8
19	○○. ○○. ○○付 打合せ等記録の説明内容②に「○○に確認した結果、公募面積に対して実測面積が上回っていること。」と記載があり、さらに面積等を補完記入していますので、○○へ確認した内容及び○○からの回答があつ	本件開示 請求項目 1 9

	た内容がわかる行政文書（起案・決裁を含め確認した内容を含めた事務処理過程がわかる行政文書を含める。）	
20	〇〇. 〇〇. 〇〇付 千葉県と当方の筆界確認書が登録されている文書目録	本件開示 請求項目 20

別表2

番号	補正の求めの内容
1	項目5：自己情報の開示を求めている「〇〇長に対する「境界確定協議書の交付申請書」のすべての添付書類」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
2	項目6：自己情報の開示を求めている「〇〇長に対する「境界確定協議書の交付申請書」を作成する前、及び作成後に行った事務処理過程を明らかにする行政文書」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
3	項目7：自己情報の開示を求めている「「〇〇年度地積測量図」において、〇〇（二者地点又は三者地点）を確定した根拠を明らかにする行政文書」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
4	項目8：〇〇. 〇〇. 〇〇付 打合せ等記録の内容は、かかる記録が存在するとした場合、請求者本人以外の個人情報に該当するため削除又は修正が必要です。また、自己情報の開示を求めている「〇〇が説明に使用した地積測量図」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
5	項目9：〇〇. 〇〇. 〇〇付広聴事案に関する内容を記載した部分は、当該広聴事案が存在するとした場合、請求者本人以外の個人情報に該当するため削除又は修正が必要です。 また、自己情報の開示を求めている「〇〇地点を確定した根拠を明らかにする行政文書」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
6	項目10：〇〇. 〇〇. 〇〇付広聴事案に関する内容を記載した部分は、当該広聴事案が存在するとした場合、請求者本人以外の個人情報に該当するため削除又は修正が必要です。また、〇〇地点について請求者以外の個人情報を記載した部分は、請求者本人以外の個人情報に該当するため削除又は修正が必要です。 また、自己情報の開示を求めている「境界確定図を基に作成してとする根拠を明らかにする行政文書」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
7	項目11：自己情報の開示を求めている「三者地点と二者地点が同一地点である根拠を明らかにする行政文書」について、当該行政文書に含ま

	れる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
8	項目 1 2：自己情報の開示を求めている「〇〇の指導により千葉県が設置した「地先境界ブロックの設置位置の根拠を明らかにする行政文書」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
9	項目 1 3：自己情報の開示を求めている「〇〇. 〇〇. 〇〇付の〇〇と千葉県の境界協議書に関して、三者地点の座標店の位置が一致していないが協議書に同意した根拠を明らかにする行政文書」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
10	項目 1 4：〇〇. 〇〇. 〇〇付広聴事案に関する内容を記載した部分は、当該広聴事案が存在するとした場合、請求者本人以外の個人情報に該当するため削除又は修正が必要です。 また、自己情報の開示を求めている「記載されている「境界立会い時に個別に確認した」とする地積測量図」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
11	項目 1 5：自己情報の開示を求めている「〇〇は三者地点ではないとする根拠を明らかにする行政文書」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
12	項目 1 6：〇〇. 〇〇. 〇〇付広聴事案に関する内容を記載した部分は、当該広聴事案が存在するとした場合、請求者本人以外の個人情報に該当するため削除又は修正が必要です。 また、自己情報の開示を求めている「y 方向の証拠が明らかになる行政文書」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
13	項目 1 7：〇〇. 〇〇. 〇〇付広聴事案に関する内容を記載した部分は、当該広聴事案が存在するとした場合、請求者本人以外の個人情報に該当するため削除または修正が必要です。 また、自己情報の開示を求めている「完了報告書、加えて、完了報告書を受領後の事務処理過程を明らかにする行政文書」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
14	項目 1 8：〇〇. 〇〇. 〇〇付広聴事案に関する内容を記載した部分、〇〇. 〇〇. 〇〇付回答メールの内容を記載した部分は、当該広聴事案

	<p>及びメールが存在するとした場合、請求者本人以外の個人情報に該当するため削除又は修正が必要です。</p> <p>また、自己情報の開示を求めている「新設境界標の設置に関する行政文書」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。</p>
15	項目 19 : ○○. ○○. ○○付 打合せ等記録の説明内容②の記載等を基に、自己情報の開示を求めている「○○へ確認した内容及び○○からの回答があった内容がわかる行政文書」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。
16	項目 20 : 自己情報の開示を求めている「○○. ○○. ○○付 千葉県と当方の筆界確認書が登録されている文書目録」について、当該行政文書に含まれる請求者本人の個人情報を特定できるように具体的に記載してください。